## 第二十三回宗教法学会

## 国の宗教的中立性(ドイツ)

じめに

は

(早稲田大学) 建

況についても若干触れることにしたい。ここでいわゆるドイツ国家教会法とはいかなる法体制であるのか、まずそ **論題に関する限り基本的な変化はみられない。こうしたことを前提として、統一が達成された後の国家教会法の現** ざまな保護・特典が与えられているが、それは教化活動を盛んにしようとする趣旨に他ならない。しかし同法が単 の特徴を明らかにしなければならない。わが国の宗教法人法によれば、宗教団体には単なる宗教結社にはないさま 旧東ドイツが、旧西ドイツに吸収・合併され、状況が変わったことも事実であるが、「国の宗教的中立性」という あったが、そのような宗教事情を背景にして考察をすすめなければならない。他方、福音主義教会の信徒の多い(1) 福音主義教会の信徒は四九%、カトリック教会の信徒が四四・六%、すなわち国民の九三・六%がキリスト教徒で 関係法、一般に国家教会法( Staatskirchenrecht )体制における宗教的中立性が中心になる。 旧西ドイツでは、 共和国がそのまま使われることになった。本報告ではドイツ統一が実現される前のドイツ連邦共和国の国家・教会 ドイツは、一九九〇年一〇月三日、長年の念願であった統一を達成したが、旧西ドイツの国名であるドイツ連邦

宗教法11号(1992) 基本法のもとで法治国家の原理も、ワイマール憲法のもとにおけるよりも明確に強調された 。 現行の国家教会法 はワイマール憲法時代に比して一層強化されている。いわんや君主制時代に対比すると一層強化されてきた。他方、 限の範囲内」においてではあるが、教会の自律性が保障されているからに他ならない 。 しかもこの教会の自律性 して、このように教会がその固有の事項について教会法を定立しうることは、「すべての人に適用される法律の制 法と福音主義教会のそれとは歴史的にもその背景を異にし、一律に論ずることはできない。その差異はともかくと よって定立された教会員を拘束する法である」。もとよりドイツの二大教会であるローマ・カトリック教会の教会(⑴)

をさし控えるべきことを強調し、国と教会との対立関係、つまり教会権と世俗権との同格性が主張された。 た。たしかに一九三四年のバルメン宣言の第五項では、バルメンの教会会議が、国は教会内の秩序に介入すること て国と教会との分離[の基盤]を連携的な同格の原理におくことによって強調しすぎる」ことに不満を隠さなかって国と教会との分離[の基盤]を連携的な同格の原理におくことによって強調しすぎる」ことに不満を隠さなかっ ている。しかしオーバーマイヤーは、「旧来の国と教会との関係を規律する憲法規範のいわゆる意義変遷を援用し た。そして現行体制に継承された「ワイマール憲法における教会条項」の意義変遷論を唱道したことはよく知られ 体系下で、教会の自律性と法治国家の原理とは、基本的には、いわば二律背反的に相互に対立を余儀なくされてい まえて、教会の国家権力からの自由および教会の独立とその公共的任務の承認を要請した」ものであることを認め したがってスメントおよびその影響を受けた論者たちの所説は、かつてナチ体制のもとで「教会闘争の成果をふ

世界観的中立性という憲法的義務とどのように合致することができるかということも問題なしとしない。すでに 体のなかでも特別な範疇に属する性格をもっていること、しかも現実に大教会の有する諸特権は、国の宗教的かつ ⑶ しかしオーバーマイヤーの指摘しているように、大教会がその卓越した歴史的、文化的意義のゆえに宗教団

identifikation )の原理をとりあげていることは、現行の国家教会法体系の特徴を知るうえでは重要な意味をもっ 彼の立場にたてば、基本法第四条を中心に現行の国家教会法の構造は見直さなければならない。それはより徹底し 触れた「同格理論」に対して、オーバーマイヤーはあえて「反歴史的虚構」と述べたが、それなりの理由がある。 連がいかなるものであるかをみてゆきたい。 としては、宗教(世界観)的「中立性」( Neutralität ) の原理とともに宗派「同権」および「非同一化」( Nicht-た政教分離への試みとも解される。このことは「同格理論」が徹底した「政教分離」の原理とは乖離せざるをえな ている。このことをふまえてまず基本権としての宗教および世界観告白の自由と宗教(世界観)的中立性との関 た分離とは区別される「不完全な分離」(hinkender Trennung )型であることを率直に認めながらも、個々の原則 い側面をもっていることを示しているといえよう。カンペンハウゼンも、アメリカまたはフランス型のより徹底し

## 二 宗教および世界観告白と国の宗教的・世界的中立性

ない宗教行事は保障される。」(二項)旨を規定している。ここでは基本権の二重の性格が含まれている。まず個 項において「信仰・良心の自由並びに宗教および世界観の告白は、不可侵とする」とし、更に「妨げられることの (1)ドイツ連邦共和国基本法は、その第一四〇条に「ワイマール憲法の教会条項」を継承したが、その第四条一

自由を保障する主観的権利(Subjektive Recht)の要素が保障されている。それらは妨害から保護を求める請求 人の、もしくは共同体における、信仰または世界観を告白し、それを拒否し、またはこれら両者について沈黙する

権と、直接間接を問わず、いかなる信仰の強制または世界観告日の強制も行われないことを求めることを根拠づけ

白は[単なる]知的な表明でないので、何人も強制されない。だからこそ消極的な告白の自由は、自らの宗教的ま ている。すなわち信仰および世界観告白の自由の不可侵性の要素として消極的な告白の自由を含んでいる。信仰告(⑵)

たは世界観的な確信について沈黙をまもる自由を意味する。(21) ついでヘッセの指摘しているように、民主的かつ法治国家的な客観的秩序( Objektive Ordnung )の基本要素

の信仰または不信仰を評価してはならない。したがって国による特定の宗派の特権化も禁止されている」旨が判示(マイ) の宗教的および世界観的な中立性を根拠づけている。換言すれば、中立性は、現代の法治国家の本質的構成要素(ミン) として、信仰・告白および礼拝の自由は、自由な政治過程の前提として、さらに今日の法治国家の基礎としての国 になっている。連邦憲法裁判所でも、「世界観に中立的な国は、自由の内容を規制してはならないし、また市民

されている。

的に保障するものであって、その独立性を主張しているのである。もとよりここで宗教的要因が国から無視されのに保障するものであって、その独立性を主張しているのである。もとよりここで宗教的要因が国から無視され の告白の自由を保障しているが、国じしんは宗教的にも世界観的にも中立的でなければならない 。 カンペンハウ(25) に正当とはいえない。それゆえにこそ国は、その境界内において表明される宗教および世界観に対して中立性を公 るよう義務づけられている。国は往々にして宗教・世界観に無関心ないし世俗的不寛容な態度をとりやすいが、逆 ゼンによれば、国は、中立性の原則により、宗教的ないし世界観的な問題について判断し、参加することを抑制す 同等の権利を持つ――個人に限られる。このような論理から、基本法によって創設された国は、宗教および世界観 、ッセの言うように、宗教や世界観の正当性に関する決定権を有するのは、たとえ誤ることがあるにしても――

ているわけではないからである。

(2)

オーバーマイヤーは、その論稿において、「このワイマール憲法第一三七条との関連で基本法第四条および

法を要求していない。むしろ個々の宗教団体の事実上の差異によって条件づけられる区分は認められている」と述 という基本権の前には、いかなる種類の特権ないし不利益も排除される」と述べた。さらに同年四月二八日のノル(38) を]今日ではもはや大教会員に限ることはできない」とし、この「信仰の自由、良心の自由および信仰告白の自由 れに先立つものである」いう立場にたった。そして「信仰の自由、良心の自由、信仰告白の自由は、 [その享有(27) 裁判所が有名な一九六五年一〇月二七日の学校祈祷事件判決において主張したように、基本法第四条の基本権は、 教会の法律上の特権がどの程度認められるかという問題が検討される」べきことを説いた。彼は、「ヘッセン国事 第一四○条において含まれている国と教会との関係の原則規定が論じられなければならない」とし、「最終的に大 べられていることは注目されてよい。 よび世界観に原則として中立的に対応する。もちろん基本法は国がすべて宗教団体を図式的に同様に扱う国家教会 トライン・ヴェストファーレン州の新使徒教会の手数料免除に関する事件でも、連邦憲法裁判所は、その判決の中 前国家的かつ超実定法的な基本権であって、これは実定憲法に規定されてはじめて認められるものではなくて、そ 「基本法の国家教会法体制によれば、国は、すべての市民の信仰および信仰告白の自由のために種々の宗教お

または成年に達した子供の選択によって受けることを保障すること(第七条三項一文)――国は宗教教育に対して したがって行うかを決定する両親の権利(第六条二項)、宗教教育を公立学校における正規の教科目として、両親 に関する平等条項(第三条三項)、自らの子供をその考えに従い宗教的な立場から教育を行うが、いずれの宗教に および世界観団体との関係を規定する諸条項は基本法の他の条項にもみられる。たとえば、信仰および宗教的見解 国の宗教的(世界観)的中立性の原理は憲法(基本法)に先行して与えられるものではない。国と宗教団体

監督権をもっているが、宗教団体の教義に従って行われる(これも国(州)と協力しなければならないことにおい

告白に左右されることなく公務に就くことを保障すること、およびいずれかの信仰または世界観に帰属するかどう て Rex mixtae の問題である)――宗派の学校および世界観の学校を設立する権利(第七条五項)、宗教上の信仰

題を検討しなければならない。 は、一つの信仰または一つの世界観に限定されていない。けだし信仰または世界観は、多元的に存在することによっ もとづき宗教的・世界観的中立性が保持されているといってよい。(3) は公法上の団体としての地位を認められ、国と宗教団体との関係は協力関係にある。ここでは Rex Mixtae の問 ある。ところで基本法第一四○条に継承された「ワイマール憲法の教会条項」によって国と宗教団体 (教会) の関 てのみ、憲法(基本法)が問題にしている自由な政治的かつ精神的過程の要因として機能することができるからで いう目的に役立つだけでなく、同時にその自由の現実化のためにも役立つことになるからである。さらにこの保障 なるからに他ならない。その限りにおいて信仰および告白の保障は、国による侵害または教会による干渉を防ぐと 由な政治的かつ精神的過程を保障することになり、権威ある価値観が国の影響を受けることなく形成されることに 秩序の基本的要素としてとらえられているが、それは基本法によってはじめて信仰・告白および礼拝の自由が、自 かによって不利益を蒙らざるを得ないようなことを禁止すること(第三三条三項)がそれである。これらの規定に (1)原則的には分離されているものの、とくに既存の両大教会――福音主義教会とローマ・カトリック教会 多くの論者が指摘しているように、国の宗教的、世界観的中立性は、今日の民主的かつ法治国家的な客観法 Ξ 国の宗教的・世界観的中立性の意味

なければならない。この教会税の徴収によって教会は、その膨大な資金を基盤に約一万の幼稚園、何千もの孤児 さらに政教分離の原則といった面から問題なしとしない。(36) 会税の課税・徴収によって個人の宗教的信条が雇用者など他人に知られてしまうことは、基本法上、信教の自由、 極端な場合に侵害する責任を負うことになろう。いわば Rex mixtaeの最も重要な例である。ただこの場合、教 を尊重しないで宗教的な立場を無視し、中立性の原則に対応しようとするのであれば、国は国民の確信を蔑視し、 れている幼稚園、学校、病院および老人ホームなど――相当多くの国民がそれぞれの時代に全てまたは部分的にか ど少なくとも国民の生活にとり、もはやとってかえがたい重要な役割を占めている。 ここで教会によって維持さ 院、病院や身体障害者施設、老人ホームや学校などを運営し、発展途上国や外国人労働者への援助を強力に行うな の法律により諸教会に保障された高権にもとづいて課税・徴収される教会税に関して、教会と国(州)とは協力し とくに教会は、各州の市民租税台帳に基づき、州(ラント)法の規定に従って課税・徴収する。すなわち国(州) かわりをもっている――を一瞥するだけでも、これらは国の法律で尊重しなければならないからである。もしこれ 基本法第一四〇条により継承されたワイマール憲法第一三七条六項により、公法上の団体である宗教団体、

国の宗教的中立性(清水) 受け、宗教教育は、学校外の教会で行われる)。これも国(州)と教会が協力しなければならない問題だからであ 督権をもっているが、宗教団体の教義に従って行われる(ただブレーメンにおいては、基本法第一四一条の適用を しかし基本法第四条の趣旨により、同条に規定する基本権の前にはいかなる種類の特権ないし不利益も排除すべき また基本法第七条三項によれば、宗教教育は公立学校の正規の教科目とされている。 国と宗教団体(教会)との関係について、既存の両大教会が歴史的に果たしてきた役割はきわめて大きい。 国は、宗教教育に対して監

のもとではむしろより緩やかに解釈すべきだとする見解が有力である。 だという立場から、国と教会との関係は、より厳格に解釈すべきだとする論者もいる。にもかかわらず現行法体制(38)

てその関係をより厳格に解釈すべきだとする見解と現行法制のもとでより緩やかに解釈すべきだとする見解が対立 の立場をとれば、他方の立場は認められないと言うジレンマに陥ることになる。換言すれば、両者の分離を志向し 合にこそ宗教的・世界観的な中立性を具体化することになるのであろうか。このような問題提起は、いずれか一方 提示されていることを認めざるをえない。国に自らが教会側に有利に解釈された宗教「団体」への助成を控える場 く多元主義的な視点からみて、妥当性を欠く教会の[実質的]差別につながることになる。(3) 宗教の特権化につながる。しかし他方の立場からすれば、この教会に対する助成を撤廃することへの要請は、同じ ているとは言えない教会に対する助成は、多元主義的な視点よりみて、妥当性を欠く教会の側に有利に解釈された ものであるか否か、根本的な点において意見の対立がみられる。一方の立場にたてば、基本法上、明確に保障され われわれは、ここに多元主義を志向した共同体=公共組織における「中立的な」国の本質にかかわる基本問題が 般的に宗教団体ないし教会に対する国の助成については個々の事例をみると基本法の趣旨に果たして合致した

関連、基準いかんにかかわる相対的概念である。すでに触れたように、ドイツにおける国と教会との関係は「不完 すべて拒否しているわけではない。基本法のもとでは、アメリカ合衆国においてみられるように、「宗教の国定」 全な分離」であるが、それは既存の教会が公法上の団体と地位を有していることにあらわれている。国の任務と(4) しての宗教教育の保障および国の宗派学校の暗黙裡の認容にみられるように、国が宗教(団体)を助成する活動を 以上のことからも窺えるように、「中立性」の概念は、憲法上の多くの概念と同じように、それぞれの対象、

る」ことを前提として、国家教会法的方式の実施を拒み、特定の宗派に特権を与えることを差し控えている」と判 ない。それでも基本法第四条一項に徴して、国教会の禁止の基礎にある国の宗教的中立性の思想は依然として実(4)) 権利を実効的に保障する」ものと言ってよい。 う。のみならずこの「国の中立性は、対内的な平穏(静謐)の本質的前提条件であり、基本法第四条一項の主観的 示している。またオーバーマイヤーの言うように、「国の[宗教的・世界観的]告白に関する中立性は、なにより 効性をもっていると解してよい。一九六五年一二月一四日の連邦憲法裁判所の判決でも「誰彼の区別なく『すべて ラント教会制の復元の方向がみられる限り、この規定の実効性を失いつつあるのではないかという疑問は拭いきれ 七条一項)②信仰および良心の自由(基本法第四条一項)がそれである。ただ国教会の禁止にかかわらず、現実に の具体的な規定において限界がみられる。①国教会の禁止(基本法第一四〇条に継承されたワイマール憲法第一三 もとくに宗教的・世界観的な緊張関係に直面させられる法的共同体における平穏(静謐)に役立つ」ものといえよ の公民の安住の地』(Heimstatt aller Staatsbürger)としての国に、宗教的・世界観的中立の義務を課してい (Establishment of religion )の一般的禁止から出発することはできない。ドイツでは以上に述べた活動は二つ

法と同じく私法の一般的秩序は、市民に言葉および行為において、職業、教育、家庭、文化および社会的な接触の 関心[の尊重]は、国をも拘束する。したがって国は、市民の宗教的決定を尊重しなければならない。 そこで国関心[の尊重]は、国をも拘束する。 したがって国は、市民の宗教的決定を尊重しなければならない。 そこで国 仰上の確信および宗教団体に対する無関心を意味するものではない。いな基本法によって認められた人間の宗教的 国の中立性は、シュタルクも言うように、基本権および国家教会法的な憲法(基本法)規範によって保護される信 は国民の社会的および文化的諸関係をその諸規範と諸制度とによって規律する。国が中立であろうとする場合、公 さらに宗教的な中立性は、国が個人的な不可知論ないし無関心を慫慂することを意味するものではない。 (47)

ここで中立性は、国法から宗教的なものを[世俗主義的ないし全体的に]無視すること、ないしその範囲から除外 た」(offen)ものであるならば、中立的なものである。それゆえに宗教的な中立性は、一定の立場をもたない、 中で、その信仰告白と一致した生活を行う余地と自由を与えなければならない。国の諸制度は、それらが「開かれ することの要請を意味するものではなく、国の中立的な開放性と矛盾する宗教的な絶対的要請からの独立性を意味 人の地位の規制において、憲法は、すでにきわめて簡潔に信仰告白を理由とする特権ないし不利益を禁止している 教徒を中立性の命題のもとに公然とまたは暗黙理に無神論者の基準に従って測ることになってしまう。世俗的な個 したがって世界観的に空白状態といった意味で中立性の命題をとりあげようとするものではない。それはキリスト (基本法第三条三項、第三三条三項)。市民は、自ら、信仰を伴った精神生活を自由に選びうるものと解している。

## 四 宗教団体 (教会)の政治的中立性

「ドイツ的キリスト者」信仰運動である。この運動は、ライヒ教会およびその監督職の設置を主張し、「教会と国 ならない。ここで想起されるのは、一九三二年六月に当時のドイツ福音主義教会内部において、公的につくられた (1) 一方で国の宗教的・世界的中立性が要請されるならば、宗教(団体)もまた政治的中立性を保持しなければ

家の強制的同質化」を画策していた。この運動の指導者らは、ナチ党と国家の援助をうけて教会内で支配権を継承

しようとしていたからである。しかもこの運動の組織は、教会の政治的および≪人種的≫純化、≪ライヒ総監督≫

のもとでの指導者原理による教会の中央集権化と明確な方向づけ、および教会法にもとづく教会内の合議機関の全

るものであった。 らの「教会と国家の強制的同質化」への画策は、ナチ側からすれば、「国家と教会の強制的同質化」政策につなが 面的除去に努めた。それは国の側からの強制的同質化政策に呼応するかたちで行われた。換言すれば、教会の側か

命令≫を根拠にして指導権を掌握した。「ドイツ的キリスト者」信仰運動を推進する人びとは、「一国家、一民 示したのは、M・ニーメラーらを指導者とする人々であり、彼らを中心として牧師緊急同盟が結成され、「教会(トロン) 族、一教会」を主張し、ナチ政府のアーリア人条項の教会への導入に努めた。このような運動に対し抵抗の姿勢を の後、L・ミュラーがヒトラーの意向を汲んで総監督の職につき、《教会と国家の緊急事態を克服するための行政 ない。そしてこの教会内で全体に対し監督指導権を有するライヒ総監督という役職をめぐって争いが生じた。そ 認された。E・ヴォルフが言うようにナチ的な指導者原理が権力集中主義に根ざすものであったことは言うまでも この政策のもとに一九三三年七月一一日の単一のドイツ福音主義教会がドイツ福音主義教会憲法の採択により承

闘争」が展開されたことはよく知られている。

このバルメン宣言について言及したものは、近年わが国でも少なくない。この「バルメン宣言」はヒトラーの指導 **告白会議を開き、神学上の宣言を発表した。この会議において採択されたのが、有名な「バルメン宣言」である。(55)** する抑制は露骨なかたちをとったが、同盟側もこれに屈せず同年五月二九日より三一日にかけてバルメンで第一回 統制下におき、これを従属せしめることを目的として一連の国家的措置を講じた。とくにさきの牧師緊急同盟に対 される。同項の敷えんでは、まず「国家がその特別な委託を超えて、人間生活の唯一にして全体的な秩序となり、 者原理に批判的な立場を表明したものであるが、その第五項はとくに国家と教会の分離に依拠したものとして注目 ナチ政府は、一九三四年四月以降、さきの「ドイツ的キリスト者」運動に呼応して、福音主義教会を自らの

表明されている。

て自ら国家の一機関となるべきであるとか、そのようなことが可能であるというような誤った教えを退ける」旨が(55) としたうえで、「教会がその特別な委託を超えて国家的性格、国家的課題、国家的価値を獲得し、そのことによっ したがって教会の使命を果たすべきであるとか、そのようなことが可能であるというような誤った教えを退ける」

とは、見のがすことができない。(58) 主義教会基本法第一条において「ドイツ福音主義教会は、その傘下教会とともに第一回バルメン信仰告白会議の決 携的であるといわれるだけに、「バルメン宣言」のもつ意義・影響が大きいことは注目されてよい。ドイツ福音 したものといえよう。一般にドイツ連邦共和国の国家教会体制のもとで国と宗教団体(教会)の関係は友好的・連 が、政治的にナチ体制に迎合し、中立性を放棄したことが、国の命運にいかに大きな影響を及ぼしたかを端的に示 こうした状況のもとでL・ミュラーは既に統制力を失った。教会内部における「ドイツ的キリスト者」信仰運動(56) 議を肯定する」(二項二文)の立場をとっているが、ドイツ福音主義教会がバルメン宣言をその基盤としているこ かけてダーレムで第二回告白会議が開かれ、いわゆるバルメン=ダーレム路線が確立され、告白教会が成立した。 この宣言の表明後、ライヒ福音主義教会とその監督は露骨な干渉を繰り返した。同年一○月一九日より二○日に

お ゎ ŋ

に

東ドイツが旧西ドイツに吸収・合併されるかたちをとった。旧東ドイツの「平和的革命」において、大きな役割 はじめに述べたように、一九九○年秋、ドイツは統一を達成したが、手続的に基本法第二三条の適用によって旧 稲田大学出版部・一九九一年)六一頁以下参照

中には教会税の課税・徴収に反する論者もいたが、結局、両ドイツによって締結された統一条約に依拠して、教会 とも異なっている。すでに触れたように教会(宗教団体)は、国との関係では、現実には「厳格な分離」という められることになった。リュフナーが指摘しているように、再生ドイツ連邦共和国は、ナチ体制とも共産主義体制 税の課税・徴収は既定の事実になった。とくに旧東ドイツ地区では失業問題が、深刻化している折から、問題な をはたしたのは、福音主義(ラント)教会であったことは言うまでもない。統一以前には、福音主義教会の牧師の 「壁」になるものは、基本法第四条に定める良心・信仰告白の自由であろう。したがってそこから生ずる信仰的な けに、その役割を強調し過ぎると自ずからその特権化につながることになる。このような特権化にとって絶対的な よりも連携的・友好的関係にあるといってよい。ただ歴史的に既存の大教会が果たしてきた役割が、大きかっただ いし宗教的中立性を保持することが、国の責務であるとする見解も根強いものがある。 しとしない。しかし旧東ドイツでは、その地位を剥奪された教会に統一条約により、再び公法上の団体の地位が認

- (1) Statistischer Bundesamt, Statistisches Jahrbuch 1988 für die Bundesrepublik 1988, S.64
- (3) 当時の臨時革命政府の採った宗教政策は徹底した政教分離をめざすものであったが、これらの点については清水望『国家と宗教』(早 (2) わが国の宗教団体法は一九三八年に成立、翌四〇年に施行された。同法ついては、井上恵行『宗教法人法の基礎的研究』(第一書房・ 昭和五五年)二三九—四〇頁参照
- 4 との間の条約が問題になる」(A.Erler, Kirchenrecht, 1983, S. 94)としている。 Peter Badura. Staatsrecht, 1986, S.599. なおエルラーは、「国家教会法の法源として、とりわけ憲法、法律および国(州)と教会
- (5) 清水·前掲書二八頁。

- (\(\psi\)) Heiner Marr\(\epsi\). Entscheidung kirchlicher Angelegenheiten duch staatliche Gerichte. Deutsches Verwaltungsblatt, 1967, S. 443.
- (∞) 具体的な裁判所の対応と「同格理論」批判への反論については、情水・前掲書三二三頁以下参照。
- (5) Badura, a .a .O .
- (=) Badura, a.a.O.,S. 598-9
- (2) Axel Frhr. v.Campenhausen, Staatkirchenrecht, 2 Aufl.1983, S.202. この意味において国は宗教団体、とくに教会に「内なる法型」(forum interum)の自由を認めている。
- (2) Wolfgang Rüfner, Rechtsschutz gegen kirchliche Rechtshandlungen und Nachprüfung kirchlicher Entscheidungen durch staatliche Gerichte, Handbuch des Staatskirchenrechts der Bundesrepublik Deutschland (HdbStKirchR), Bd.]. (Hrsg.) E. Friesenhahn, U.Scheuner, 1974. S. 759f.
- 性を強調し、『国による』法的保護を軽視する傾向がみられる」ことはおおうべくもない。 (以) A.a.O., S. 760f.両者を調整することは、現実にはきわめて困難であるといえる。概して言えば、「現在の裁判は、とかく数会の独立
- (2) K.Obermayer, Staatskirchenrecht im Wandel. Die Offentliche Verwaltung, (DÖV). 1967, S.10.
- (2) Ernst-Werner Fuss, Kirche und Staat unter dem Grundgesetz, DÖV 1961, Heft, 19 S.734f.
- (\(\sigma\)) Obermayer, a, a, O., S. 11.
- (≅) A. a. O., S. 12.
- (2) v.Campenhausen, Art.140 Rdnr.13ff.in:v.Mangolt/Klein/v.Campenhausen, Das Bonner Grundgesetz, Bd.14,1991.

- 21 U.Preuss, Art, 4. Abs. 1, 2. Rdnr.23.in: Kommentar zum Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Bd. 1, Art. 1-20.
- (22) Hesse, a. a. O., S. 158. 邦訳一九五頁。
- 23 Aufl. 1985 Christian Starck, Art. 4 Abs. 1, 2. Rdnr. 12, in: Das Bonner Grundgesetz, (Hrsg.) v. Mangoldt/ Klein/ Starck, Bd. 1, 3.
- (즉) BVerfGE 19, 206, 216f.
- (25) Hesse, a. a. O., S. 65. 邦訳七八-九頁。
- (2) v.Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 21.
- 所の学校祈祷事件の判決が引用され、 批判的に言及されている (BVerfGE 52, S. 223ff.)。 笹川紀勝「政教分離原則と制度的保障」 北星論集』第一九号二三九頁以下に詳しい。 Obermayer, a. a. O., S. 11.なお連邦憲法裁判所の一九七九年一〇月一六日における学校祈祷事件の判決では、このヘッセン国事裁判
- (%) Obermeyer, a. a. O., S. 12.
- (%) BVerfE 19 1 (8).
- (%) v.Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 20.
- (31) この問題については、清水・前掲書四二七頁以下参照。
- (32) 清水・前掲書五三八頁以下参照。
- (33) Rufner, a. a. O., S. 770-1.
- 34 kirchliche Besteurungsrecht, HdbStKirchR Bd. 2, 1975, S. 39 クラール『ドイツ語学習辞典』信岡資生編(三修社・一九八七年)七六四頁参照。なお信教の自由との関連については、 Marre ,Das
- (5) Vgl. v. Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 16ff
- (36) 信岡編・前掲辞典七六四頁。
- (37) 清水・前掲書五四一頁参照

- (%) Obermayer, a. a. O., S. 12.
- (E) Klaus G. Meyer-Teschendorf, Staat und Kirche im pluralistischen Gemeinwesen, 1979, S. 145.
- 会的な「憲法現実が存在することになるのではないかという問題が生ずる。 (如) A. a. O. ここで国が自ら教会を助成するならば、そのことによって国は、当然に教会の宗教的な綱領を確認し、したがって「国家教
- (二) v.Campenhausen, Art. 140 Rdnr. 13.
- (い) Hermann Weber, Grundprobleme des Staatskirchenrechts, Juristische Schulung, 1967, Heft, 10, S. 442f. アメリカの「宗教の国定」の一般禁止については、海沢信息・「九八五年」参照。
- (\$\mathbb{G}\$) H. Weber, a. a. O., S. 443.
- (\$\frac{\pi}{2}\$) BVerfGE 19, 216. Vgl. Leibholz-Rinck, Art. 4 Anm. 1, in: Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland, Kommentar an Hand der Rechtsprechung des Bundesverfassungsrechts, 5. Aufl. 1975.
- (2) Obermayer, Kommentar zum Bonner Grundgesetz, 1971, Art.140 Rdnr.77.
- (\$) Starck, Art.4 Abs.1.2. Rdnr.12.
- (5) M. Heckel, Staat kiche Kunst, Rechtfragen Kirchlicher Kulturdenkmaler, 1968, S. 209.
- (\$) Starck, Art. 4 Rdnr. 12.
- (\$\pi\$) M.Heckel, a. a. 0.
- (B) 清水·前掲曹九〇頁以下參照。
- (G) E. Wolf, Ordnung der Kirche, 1961, S. 428.
- (器) K.D.Bracher, Die Deutsche Diktatur, Entstehung Struktur Folgen des Nationalismus. 6., Aufl. 1979, S. 413. K. D. ブラッハー巻、山口足・荷橋進来訳『ドイツの独裁ロ――ナチズムの生成・精造・帰緯――』(岩及書店・一九七五年)六八九―九〇頁。
- ハー著、山口庄・高梯道共部『ドイツの独教ロ――ナチスムの生命・禅造・解結――』(毛弦音店・一九七五年)六八九―九〇
- (3) ベルメン会議の経過については、兩宮米一『ベルメン宣言研究』(日本基督教団出版局・一九七五年)第三章に詳しい。

Obermayer, Art. 140 GG Rdnr. 32. この緊急牧師同盟は一九三三年九月二一日に結成された。

(S) 雨宮・前掲書二八九頁以下参照。

- <u>56</u> 念し、ケルルのもとにライヒ教会省を設置した。そしてドイツ福音主義教会保障法を制定し、さまざまな方策を講じた。この点につい ては、清水・前掲書一〇〇頁以下参照 Bracher, a. a. O., S. 416. 邦訳六九五頁。ナチ政府は、ミュラーの辞任拒否にもかかわらず、教会内部からの強制的同質化政策を断
- 57 清水·前掲書九六頁参照
- 58 水・前掲書二〇五頁。 バルメン宣言の第五項は、新たに可決された個々の福音主義教会でも明確に「信仰の証し」と承認された。この問題については、清
- 59 晝八〇一 頁以下參照 基本法第二三条による編入については、シュテルンも支持しているように、賛成論が多数説である。この点については、清水・前掲
- 佐々木悟史「東独への旅から」『福音と世界』(一九九〇年七月)四九頁。

62

61 60

- Klaus Stern/Bruno Schmidt-Bleitreu (Hrsg.), Einigungsvertrag und Wahlvertrag, 1990, S.950 ここで依拠された教会税法(Kirchonsteuergesetz)は、正式にはGesetz zur Regelung des Kirchensteuerwesens, 1990を言う。Vgl
- Rüfner, Doutsche Einheit im Staatkirchenrecht, Essener Gespräche zum Thema Staat und Kirche, Bd. 26/1992, S. 84